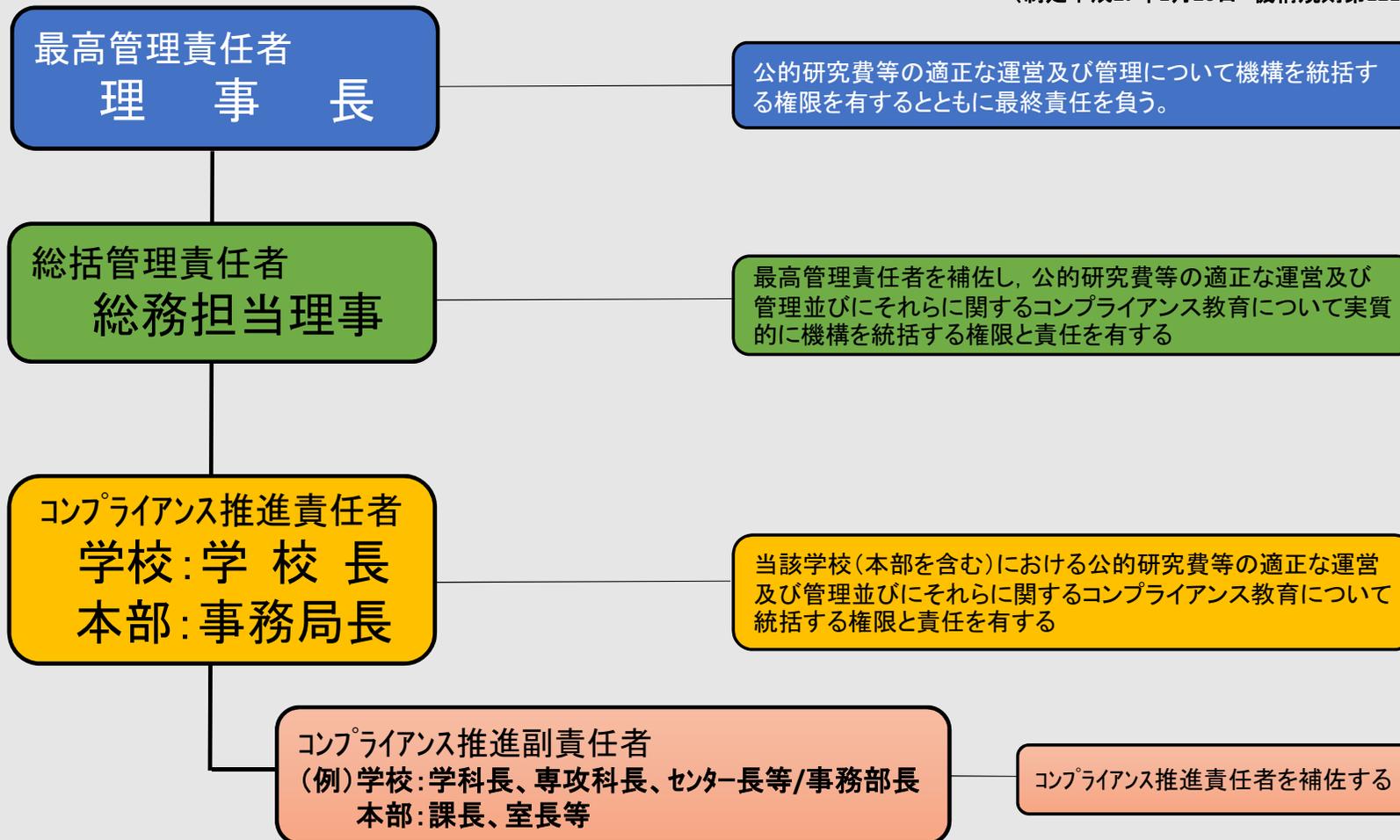


〈公的研究費等の運営・管理における責任体制図〉

国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則第4条～第6条
(制定平成27年1月26日 機構規則第121号)



徳山工業高等専門学校における公的研究費等の運営・管理における責任体制について

独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則(平成27年1月26日制定)の規定に基づき徳山工業高等専門学校における公的研究費等の運営・管理における責任体制図を下記のとおり公表します。

